

2025年4月7日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 吉野 禎治

福岡県薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

◇ 今回の対象：すべての保険薬局

◇ 先般、令和7年度薬価改定に伴う令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて周知しましたが、カットオフ値の割合の算出にあたって「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含めて計算してよい品目のリストに訂正がありましたのでお知らせします。

※別添資料は福岡市薬剤師会ホームページに掲載しています。

<https://www.fpa.gr.jp/kaiin/90333/>

7 福薬業発第7号

令和7年4月4日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人 福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

「令和7年度薬価改定に伴う令和6年度薬価改定を踏まえた
診療報酬上の臨時的な取扱いについて」の一部訂正について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いにつきましては、令和7年3月13日付け6福薬業発第523号にてお知らせしたところですが、日本薬剤師会より別添のとおり一部訂正の連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。